

## ■都市公園の種類

種類・種別		内 容	(【 】内は例)
住区基幹公園	街区公園	主として街区(※1)内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250mの範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。  【上鯖江第 1 公園(鯖江市)】	
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区(※2)当たり 1 箇所を誘致距離 500mの範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。  【若狭の里公園(小浜市)】	
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。  【北潟湖畔公園(あわら市)】	
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。  【トリムパークかなづ(あわら市)】	
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。  【福井運動公園(福井市)】	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。	

※1 街 区・・・区画街路等に囲まれたおおむね 0.5km 四方(面積 25ha)の居住単位

※2 近隣住区・・・幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

種類・種別	内 容	
特 殊 公 園	<p>風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。</p> <p>【風致: 亀山公園(大野市)】 【歴史: 北の庄城址公園(福井市)】 【墓苑: 西墓地公園(福井市)】</p> 	
緩 衝 緑 地	<p>大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンピナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。</p> <p>【三里浜緩衝緑地(福井市・坂井市)】</p>	
都 市 緑 地	<p>主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市にみどりを増加または回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつては、その規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)</p>	
都 市 林	<p>主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。</p>	
広 場 公 園	<p>主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息地等の利用に供することを目的として配置する。</p> <p>【白銀広場(敦賀市)】</p>	
緑 道	<p>災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯および歩行者路や自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。</p> <p>【西部緑道(福井市)】</p>	
国 営 公 園	<p>一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として配置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。</p>	